

その他障害の程度が確認できる書類に基づき行うこと。 (ウ) 保護受給中の者について、月の中途で新たに障害者加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた翌月から加算に関する最低生活費の認定変更を行うこと。 ただし、保護の基準別表第二章の四の五にいう障害者加算を行うべき者については、その事由の生じた日から日割計算により加算の認定変更を行つて差しつかえないこと。 (エ) 障害者加算の認定を受けている者について、月の中途の入院入所又は退院退所に伴い、基準生活費の認定変更を行う場合は、これとあわせて加算額の認定変更も行うこと。 なお、居宅基準生活費と救護施設等基準生活費をあわせて計上する場合においては、救護施設等基準生活費が計上される間を除いた期間について在宅者にかかる加算の額を計上すること。 (オ) 介護人をつくるための費用が、保護の基準別表第二章の四の五によりがたい場合であつて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第一に定める程度の障害の状態にあり、日常起居動作に著しい障害のため真に他人による介護を要すると認められるときは、一〇万四九七〇円の範囲内において当該年度の特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえないこと。 オ 介護施設入所者加算 月の中途で新たに介護施設入所者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときの加算の認定又は	認定変更は、四に定める介護施設入所者基本生活費の算定の例によること。 カ 在宅患者加算 (ア) 給食のない病院等に入院又は入所している患者について、在宅療養者に準じて在宅患者加算を行つて差しつかえないこと。 (イ) 結核患者であつて現に治療を受けていない場合における加算認定更新は、最長六か月の期間ごとに行うこと。 (ウ) 保護受給中の者について、月の中途で新たに在宅患者加算を認定し、又はその認定をやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。 キ 放射線障害者加算 (ア) 保護受給中の者について、月の中途で新たに放射線障害者加算を認定し、又はその認定を変更すべき事由が生じたときは、それらの事由が生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。 (イ) 保護の基準別表第二章の六の(一)のイ及び(二)のイに規定する厚生労働大臣の認定については、次に掲げる事項を記載した申請書に、保護の実施機関の指定する医師の意見書及び当該負傷又は疾病に係る検査成績を記載した書類並びに当該世帯の保護適用状況を示す書類を添えて、厚生労働大臣に提出すること。 ア 認定を受けようとする患者の氏名、性別、生年月日、居住地及び職業 イ (一)のイ又は(二)のイの別 b 負傷又は疾病の名称 c 放射線を浴びたことに起因すると思われる自覚症状の経過	e 放射線を浴びたことに起因すると思われる負傷又は疾病について受けた医療の概要 f 放射線を浴びた当時の状況並びに浴びた放射線の種類及び量 g 児童養育加算 ハ 保護受給中の者について、月の中途で新たに児童養育加算を認定し、又はその認定を変更し若しくはやめるべき事由が生じたときは、それらの事由の生じた月の翌月から加算の認定変更を行うこと。 (イ) 児童のみで構成されている世帯において、その世帯における兄又は姉等が弟妹等の養育にあたる場合、その養育にあたる者については児童として取り扱わないこと。 ケ 介護保険料加算 (ア) 介護保険料加算は、普通徴収にかかる保険料の納期において、納付すべき実費を認定すること。 (イ) 月の中途で新たに介護保険料加算を認定し又は認定をやめるべき事由が生じたときであっても日割り計算を行う必要はないこと。 (ニ) 入院患者の基準生活費の算定について病院又は診療所（介護療養型医療施設を除く。以下同じ。）において給食を受ける入院患者については、入院患者日用品費が計上される期間に限り基準生活費は算定しないこと。ただし、一二月における期末一時扶助費は算定するものとする。 イ 入院患者日用品費が算定される入院患者が病院又は診療所において給食を受けない場合の基準生活費の額は、居宅基準生活費の第一類の経費に七五パーセントを乗じて得た額及び居宅基準生活費の第二類の表に定める基準額に二〇パーセントを乗じて得た額の合
---	---	---

計額（二月においては、当該合計額に期末一時扶助費を加えた額）とする。

ウ 保護受給中の者について、入院期間が一月未満であるため入院患者日用品費を算定しない場合は、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む）を要しないものとする。

エ 保護受給中の者が月の途中で入院し、入院患者日用品費を算定する場合でオ又はカに該当しないときは、入院患者日用品費は入院日の属する月の翌月の初日から計上すること。この場合、入院月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む）は要しないものとする。

オ 保護の開始された日又は保護を停止されて再び開始された日に入院している場合は、その日から入院患者日用品費を計上すること。

カ 救護施設、更生施設、内部障害者更生施設、養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム又は介護施設に入所している者が入院した場合は、入院の日から入院患者日用品費を計上すること。

キ 入院患者日用品費が算定されている入院患者が退院又は死亡した場合は、入院患者日用品費は退院等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む）を日割計算により行うこと。

ク 入院患者日用品費は、原則として保護の基準別表第一章の（一）の基準額の全額（精神活動の減退等により日用品の需要の実態からその全額を必要としないもので、その状態が相当期間持続すると認められるものについて

は、基準額の八五パーセントを標準として必要な額）を計上すること。

（四）
ア 介護施設入所者基本生活費が算定される者については、基準生活費は算定しないこと。ただし、十二月における期末一時扶助は算定するものとする。

イ 保護受給中の者が月の途中で介護施設に入所したときは、介護施設入所者基本生活費は入所日の属する月の翌月（入所の日が月の初日のときは当該月）から計上すること。この場合、入所月の一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む）は要しないものとする。なお、入院患者日用品費が算定されている入院患者等が医療機関等から介護施設に入所した場合も同様である。

ウ 保護の開始された日又は保護を停止されて再び開始された日に介護施設に入所している場合は、その日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

エ 救護施設、更生施設、内部障害者更生施設、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者が介護施設に入所した場合には、入所の日から介護施設入所者基本生活費を計上すること。

オ 介護施設入所者が退所又は死亡した場合は、介護施設入所者基本生活費は退所等の日まで計上することとし、一般生活費の認定の変更（各種加算の額の変更を含む）を日割計算により行うこと。
ただし、介護施設を退所し、その日から病院又は診療所に入院する場合には、退所の日における介護施設入所者

基本生活費については、計上を要しないこと。
カ 介護施設入所者基本生活費は、原則として保護の基準別表第一章の三の（一）の基準額の全額を計上すること。
（五）
ア 被保護者が次のいずれかに該当する場合であつて、次官通知第六に定めるところによつて判断したうえで、必要と認めるときは、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして被服費を計上して差しつかえないこと。

なお（ア）から（ウ）までの場合においては、現物給付を原則とする。
（ア）保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において、現に使用する布団類が全くないか又は全く使用に堪えなくなり、代替のものが無い場合

区 分	金 額
再生によることができる場合	一組につき 一万七〇〇〇円以内
新規に購入を必要とする場合	一組につき 一万八四〇〇円以内

（イ）保護開始時及び長期入院・入所後退院・退所した場合において現に着用する被服（平常着）が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者又は学童服について特別の需要があると実施機関が認めた者の場合

（ウ）一人当たり 一万二五〇〇円以内
災害にあひ、災害救助法が発動されない場合において、当該地方公共団体等の救護をもつてしては災害によつて失つた最低生活に直接必要な布団類、日常着する被服をまかなうことができない場合

じることとした。さらに、これらの改正と併せ、民生委員法についても社会情勢の変化に対応し、民生委員の機能強化を図る等の改正を行ったところである。

2 今回の整備政令及び整備省令においては、社会福祉事業法施行令を改正し社会福祉法施行令とするほか、改正法により必要となる福祉各法の政省令について規定整備を行うものである。

第二 社会福祉事業法の一部改正（平成二十二年六月七日施行関係）

1 題名の改正

従来、「社会福祉事業法」という名称が表すとおり、社会福祉事業が公明かつ適正に行われるための諸規制を行うことを主眼とするものであった。しかしながら、今回の改正により、目的及び理念規定を利用者本位の社会福祉制度を確立する観点から規定し直すとともに、「福祉サービスの適切な利用」、「地域福祉の推進」という新しい章を設けたこと等によりその内容及び性格が変更されたことに伴い、法律の名称を「社会福祉法」と改めることとした。

2 目次の改正

福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進を図るための規定を整備するため、新たに「福祉サービスの適切な利用（第八章）」という章を設けるとともに、従来の「共同募金及び社会福祉協議会」の章（旧第八章）を、「地域福祉の推進（第一〇章）」という章に改めた。

3 総則の改正（社会福祉法第一章関係）

(1) 目的規定の改正（社会福祉法第一条関係）

第二の1で述べたとおり、この法律の内容及び性格を改めたことを受け、目的の規定において、「社会福祉を目的とする事業の全分野における共通の基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、もって社会福祉の増進に資すること」を明文化した。

（定義）
 第二條 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第一種社会福祉事業とする。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助養を行う事業

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業

三 老人福祉法（昭和三十八年法律第一百三十三号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業

三の二 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）に規定する障害者支援施設を経営する事業

四 障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設を経営する事業

五 障害者自立支援法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に

規定する知的障害者援護施設を経営する事業

六 売春防止法（昭和三十一年法律第八十八号）に規定する婦人保護施設を経営する事業

七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無料又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

二 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

三 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を経営する事業

四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

四の二 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移

要な規制及び支援の対象とすることを可能にした。

政令で定める事業としては、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の通所授産施設を経営する事業を規定することを予定しており、現在準備を進めている。

△事業授産施設△
生活保護法(以下「法」という。)第三十九条の規定に基づき、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(以下「基準」という。)が、別添のとおり昭和四一年七月一日厚生省令第一八号をもって制定、公布され、同年一月一日から施行されることになったが、本基準は、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設(以下「救護施設等」という。)の設備が整備され、運営が適正に行なわれることを期し、もって施設利用者に対する適切な処遇を確保することを目的とするものであるから、貴管下の救護施設等に対し本基準の普及徹底に努めるとともに、その運用に当っては、次の事項に留意し、指導監督の万全を期されたい。

5 4の②に掲げる通知の廃止に伴い、法第三八条の授産施設以外の授産施設の最低基準は、当分の間本基準に準じて取り扱うこととする。ただし、基準第二三条中「三〇人以上」を「二〇人以上」として取り扱うものとすること。(昭四一・九厚生省社二〇)

△社会福祉事業と資金△
社会福祉事業法第二条第二項第四号の「生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業」又は、同条第三項第六号の「前項各号及び前各号の事業に関する…助成を行なう事業」について、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の適用の有無に関し、従来屢々疑義の照会があつたが、その取扱については、左記のとおりであるので御了知のうえよろしく御指導をお願いする。

なお、本件については、法務省刑事局刑事課及び大蔵省銀行局特殊金融課において了承済みのものであるから念のため申し添える。

記

本文中に述べた低利融資事業又は助成事業としてなされる金銭の貸付事業については、同法第七章の規定により事業実施については、都道府県知事の監督を受けるものであるから前記取締等に関する法律第七条の「その業を行なうにつき他の法律の特別の規定のある者」の行なう事業に該当するものとして、同条所定の大臣に大臣に対する届出を必要としないものであること。但し、前記低利融資事業又は助成事業としてなされる金銭の貸付事業であつても社会福祉事業法第二条第四項の規定による所謂適用除外事業法については、社会福祉事業法の適用はなく、従つて前記の取締等に関する法律第七条の規定により、その事業開始後遅滞なく大臣に大臣に対する届出をする必要があること。

なお、その事業が将来規模を大にしたため等の理由によつて、社会福祉事業法の適用を受けるに至つた場合には、先に届出をした資金業について、事業廃止の届出を大臣に大臣に対して行なうものであること。(昭四一・六社発英)

△盲人ホーム運営要綱△

- 1 定義
盲人ホームはあん摩師免許、はり師免許又はきゆう師免許を有する視覚障害者(以下「盲人」という。)であつて、自営し、又は雇用されることの困難な者に対し施設を利用させるとともに、必要な技術の指導を行なひ、もつて盲人の自立更生をはかることを目的とする。
- 2 立地条件
盲人の分布状況及びその利用の便宜上好適な場所でないべからない。
- 3 設置主体
盲人ホームの設置主体は、都道府県、市及び社会福祉法人に限るものとする。
- 4 定員
社会福祉法人に定めるものとする。
- 5 利用者の定員は、二〇人以上とする。
- (1) 建物その他の設備の規模及び構造は、利用者の特性及び施設の目的に合致するよう工夫され、かつ、保健衛生上及び安全上適当でなければならぬ。
- (2) 盲人ホームには、事務室又は盲人控室並びに待合室、施術室、施術設備、電話設備

備、便所、消火設備及び給排水設備を設けなければならない。

(3) 待合室及び施術室は、あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法施行規則第二十五条の規定に適合するものでなければならない。

6 職員

(1) 盲人ホームには、次の職員をおかなければならない。

管理者

指導員

(3)(2) 管理者は指導員を兼ねることができる。

指導員は、あん摩師免許、はり師免許又はきゆう師免許を有し、かつ、相当の経験を有する者であつて、盲人の更生援護について理解と熱意を有するものでなければならない。

管理規程

施設の設置者は、次に掲げる事項を明示した管理規程を定めなければならない。

(2)(1) 事業の目的及び方針

(3) 職員の定数、区分及び職務内容

(4) 利用者が守るべき規律

(5) その他施設の管理に関する事項

8 備付帳簿

盲人ホームには、管理に関する帳簿、事業に関する帳簿及び経理に関する帳簿を備え付けなければならない。

9 利用者の資格

施設の利用者は、あん摩師免許、はり師免許又はきゆう師免許を有する盲人であつて、自営し、又は雇用されることの困難な者とする。

10 利用手続

(1) 盲人ホームを利用しようとする者は、福祉事務所長が発行する利用適確証明書を添えて、盲人ホームに利用申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 盲人ホームは、前項の利用の申込みを受けたときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

運営

盲人ホームは、利用者の生活の向上及び